

西予市の人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、西予市人事行政の運営等の状況の概要について公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

◆西予市総務部総務課 (Tel 0894(62)6400)

1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況

(単位:人)

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	自己都合 その他	合 計
一 般 行 政 職	上 級	10	-	-	-
	初 級	1	7	-	3
土 木 技 師	上 級	1	-	-	-
建 築 技 師	上 級	1	-	-	-
消 防 職 員	初 級	1	2	-	1
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭			1	-	1
医 師		-	-	-	2
薬 剤 師			1	-	-
管 理 栄 養 士 ・ 栄 養 士		1	1	-	-
臨 床 検 査 技 師		-	-	-	-
臨 床 工 学 技 士		-	-	-	-
理 学 療 法 士		1	-	-	-
作 業 療 法 士		1	-	-	-
保 健 師			-	-	1
看 護 師		16	4	-	4
社 会 福 祉 士		2	-	-	-
介 護 員 ・ 支 援 員			-	-	5
技 能 労 務 職		-	2	-	-
計		35	18	-	17

(注)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況 (平成26年4月1日採用者試験状況)

種類	試験区分	内容
西予市職員 採用試験	一般行政事務(上級) 一般行政事務(初級) 一般行政事務(社会人枠) 土木技師(上級) 建築技師(上級) 看護師 管理栄養士 作業療法士 社会福祉士 理学療法士 ※看護師二次・三次募集実施	<一次試験> 教養試験(一般行政事務(上級)・(初級)のみ) 専門試験(土木技師(上級)・建築技師(上級)のみ) 社会人基礎試験(一般行政事務(社会人枠)のみ) 作文試験 プレゼンテーション試験(一般行政事務(社会人枠)のみ) 面接試験(看護師・管理栄養士・作業療法士・社会福祉士・理学療法士) <二次試験> 集団討論試験(一般行政事務(上級)のみ) 面接試験
西予市消防職員 採用試験	消防(初級)	<一次試験> 教養試験 作文試験 体力検査 <二次試験> 面接試験

2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (27.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	41,119	28,271,068	864,513	4,526,125	16.0	16.5

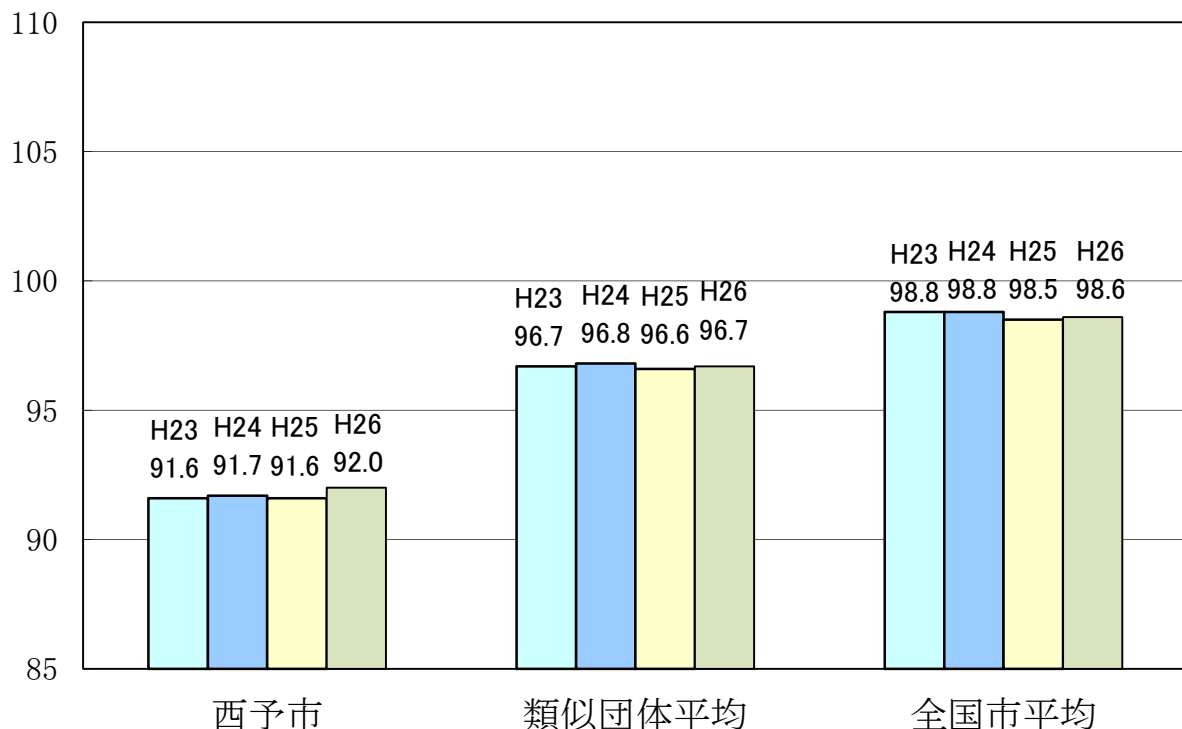
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	567	1,955,249	324,810	715,538	2,995,597	5,283

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,785

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

--

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国及び愛媛県の見直し内容を踏まえ、2.12%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) ※対象外地域
 (実施時期)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西予市	41.9 歳	299,410 円	354,583 円	316,657 円
愛媛県	44.9 歳	346,626 円	441,040 円	379,445 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	42.5 歳	319,751 円	378,183 円	345,434 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西予市	49.7 歳	22 人	248,696 円	269,466 円	255,201 円	-	-	-	-
うち清掃職員	52.3 歳	3 人	251,878 円	284,991 円	262,211 円	廃棄物処理業従業員	44.9 歳	289,500 円	0.98
うち学校給食員	48.8 歳	5 人	243,221 円	254,121 円	250,021 円	調理士	43.5 歳	217,100 円	1.17
うち用務員	53.0 歳	6 人	269,386 円	283,420 円	277,336 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.41
愛媛県	50.7 歳	254 人	331,991 円	369,358 円	348,722 円	-	-	-	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円	-	-	-	-
類似団体	49.8 歳	20 人	313,072 円	339,548 円	325,649 円	-	-	-	-

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西予市	—	—	—
うち清掃職員	4,441,052 円	3,952,300 円	1.12
うち学校給食員	4,038,377 円	2,854,900 円	1.41
うち用務員	4,525,324 円	2,774,400 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		西 予 市	愛 媛 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	177,600 円	総合職 187,700 円 一般職 174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	144,300 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	137,789 円	— 円
	中 学 卒	— 円	122,122 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

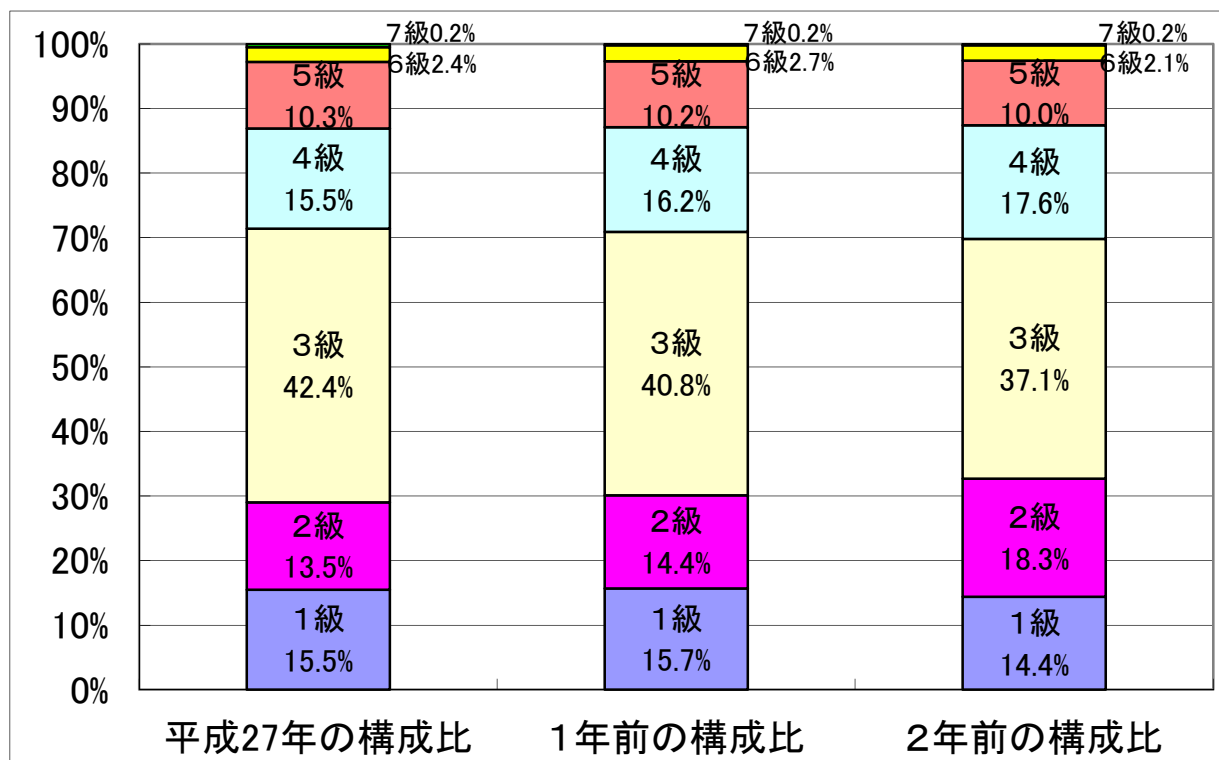
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	238,722 円	326,782 円	364,858 円	377,600 円
	高 校 卒	203,471 円	284,099 円	315,501 円	357,280 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	62人	15.5%	137,600円	244,900円
2級	主査	54人	13.5%	187,700円	301,900円
3級	係長、専門員	169人	42.4%	223,900円	347,700円
4級	課長補佐	62人	15.5%	258,300円	378,700円
5級	課長	41人	10.3%	285,000円	390,700円
6級	部長、課長	9人	2.3%	315,800円	407,900円
7級	部長(総括部長)	2人	0.5%	360,100円	442,600円

- (注) 1 西予市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 再任用は含まない。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は未実施(懲戒処分者等を除く)

公平、公正な人事評価制度の確立に向け検討している。

平成21年度人事評価制度の研修実施

平成22年度人事評価一次試行

平成23年度人事評価二次試行

平成24年度人事評価導入

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 予 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,269 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,623 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>人事評価結果を勤勉手当に反映</p> <p>平成21年度人事評価制度の研修実施 平成22年度人事評価一次試行 平成23年度人事評価二次試行 平成24年度人事評価導入 平成26年12月期より勤勉手当反映を実施</p>
--

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

西 予 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 9,546 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2%~45%加算)
勧奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分	勧奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分
18,258 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			手当なし	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	
地域手当補正後ラスパイレース指数(ラスパイレース指数)				

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		37,866 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		335,097 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		13.0 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当	入所者の処遇に直接従事する者 入所者の処遇に直接従事する者 入所者の遺体処理に直接従事する者	776 千円	月額 8,000 円 月額 5,000 円 1回 2,000 円
感染症疫病作業等に 従事する職員の特殊 勤務手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の診療、看護、救護又は感染症菌附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	0 千円	日額 1,000 円
野犬捕獲及び動物死 体処理危険手当	野犬及び畜犬の捕獲業務に従事及び並びに動物(犬・猫・狸・狐)の死体を処理した職員	500 千円	1日につき1,200円
診療所に勤務する医 師の特殊勤務手当	診療所に勤務する医師	20,100 千円	月額100万円を超えない範囲内において、市長が定める額
診療所に勤務する医 師の研究手当	院長の職にある者 医長の職にある者 医員の職にある者	7,987 千円	1月につき当該医師の給料月額100分の70を超えない範囲内において、市長が定める額
処理場勤務手当	東部・西部衛生センター及びクリーンセンターに勤務する職員	720 千円	月額 6,000 円
生活保護業務員手当	福祉事務所に勤務する生活保護の現業を行う社会福祉主事及び査察指導員の現業職員	240 千円	月額 4,000 円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人等の死体処理の業務に従事した職員	42 千円	死体1体につき7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	85,557 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	185 千円
支給実績(25年度決算)	56,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	119 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同及び異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同	79,632 千円	255,229 円
	配偶者以外 6,500 円			
	・配偶者のない職員の 扶養親族のうち1人 11,000 円			
	・特定扶養加算 5,000 円 (16歳~22歳)			
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000 円	同	33,063 千円	199,173 円

通勤手当	交通機関利用者 支給単位期間(最長6か月間)の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額(月額) 78,000 円 交通用具利用者(自転車、バイク等利用者) 通勤距離(片道)により支給 2Km以上 ~ 5Km未満 2,500 円 5Km以上 ~ 10Km未満 4,900 円 10Km以上 ~ 15Km未満 8,100 円 15Km以上 ~ 20Km未満 10,400 円 20Km以上 ~ 25Km未満 12,700 円 25Km以上 ~ 30Km未満 15,000 円 30Km以上 ~ 35Km未満 17,300 円 35Km以上 ~ 40Km未満 19,600 円 40Km以上 ~ 45Km未満 21,900 円 45Km以上 ~ 50Km未満 24,200 円 50Km以上 ~ 55Km未満 26,500 円 55Km以上 ~ 60Km未満 28,800 円 60Km以上 31,100 円	異 交通機関利用者 上限額 55,000 交通用具利用者 上限 24,500	46,181 千円	99,744 円
	管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長(総括) 54,100 円 部長、支所長 51,700 円 課長(6級) 47,600 円 課長(本庁) 45,000 円 課長 41,100 円 主幹 33,300 円 課長補佐 28,200 円	同	62,216 千円 423,238 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市区町村長	781,300 円		(参考)類似団体における最高/最低額 円/円	
	副市町村長	(868,200 円)		円/円	
	収入役	(673,200 円)		円/円	
		(円)		円/円	
報 酬	議 長	433,600 円		円/円	
	副 議 長	(353,100 円)		円/円	
	議 員	(323,000 円)		円/円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(26年度支給割合) 3.10 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.10 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市区町村長 副市町村長 収入役	給料月額×在職月数×100分の46 給料月額×在職月数×100分の27 —	19,169,856 8,724,672 —	任期满了時 任期满了時 —	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

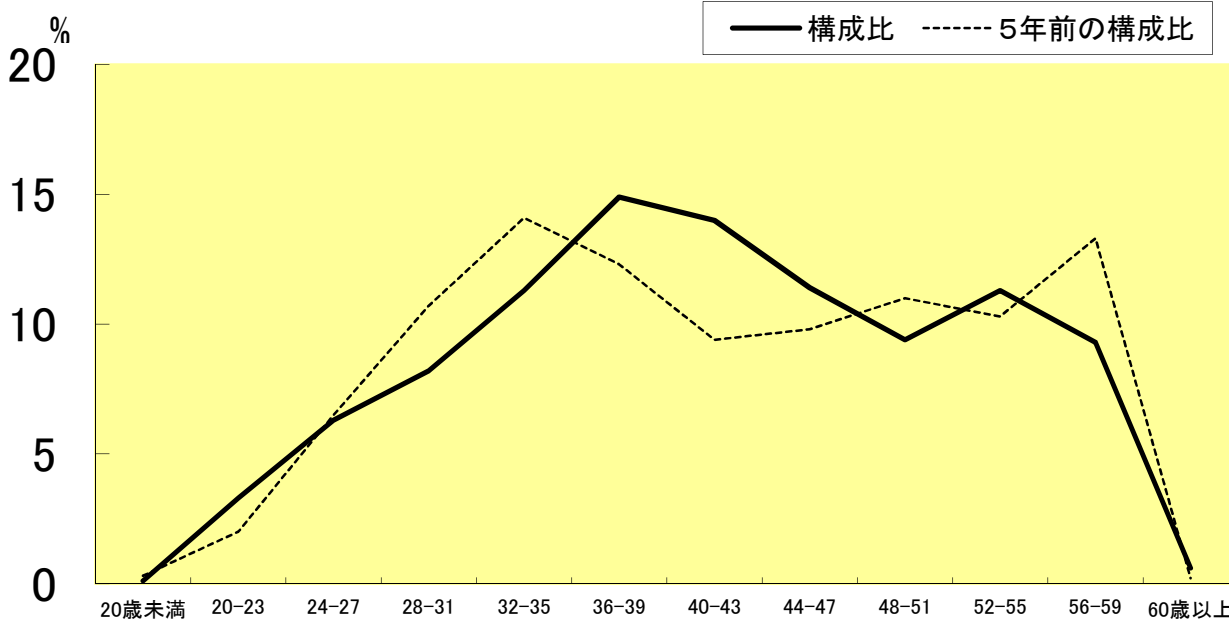
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	業務増 その他 福祉施設民営化、退職者不補充 退職者不補充
		総務	104	109	5	
		税務	25	25	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	47	46	▲1	
		商工	15	15	0	
		土木	43	43	0	
		民生	90	76	▲14	
	衛生	49	46	▲3		
		計	379	366	▲13	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	117	111	▲6		
	消防部門	64	64	0		
	小計	560	541	▲19	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.57 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業等部門	病院	220	213	▲7	退職者不補充、事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小	
	水道	19	18	▲1		
	交通	0	0	0	事務の統廃合縮小 その他	
	下水道	10	9	▲1		
	その他	61	62	1		
	小計	310	302	▲8		
合計		870	843	▲27	<参考> 人口1万人当たり職員数 205.01 人	
		[1,090]	[1,092]	[2]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1 人	28 人	53 人	69 人	95 人	126 人	118 人	96 人	79 人	95 人	78 人	5 人	843 人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	425	410	395	388	379	366	▲ 59	▲ 13.9 %
教 育	124	122	118	117	117	111	▲ 13	▲ 10.5 %
消 防	63	64	63	64	64	64	1	1.6 %
普通会計計	612	596	576	569	560	541	▲ 71	▲ 11.6 %
公営企業等会計計	294	294	299	305	310	302	8	2.7 %
総合計	906	890	875	874	870	843	▲ 63	▲ 7.0 %

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

	種類	休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため最高40日)
	病気休暇	負傷又は疾病のための療養する必要がある場合	・公務災害、通勤災害の場合は必要とみとめられる期間 ・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疫病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 主な休暇 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引結婚休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇など	公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する5日以内 子の看護 5日以内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分(平成26年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	12	-	12
職に必要な適格性を欠く場合	1	-	-	-	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
失職した場合	-	-	-	-	-
合計	1	-	12	-	13

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分(平成26年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2	-	1	-	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	1	-	-	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	1	-	-	1
合計	4	2	1	-	7

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況(平成26年1月～平成26年12月)

	平均取得日数	平均消化率
全職員	9.6日	25.0%

2 育児休業等の取得状況(平成26年4月～平成27年3月)

(1) 育児休業の取得状況

区分	男性	女性
新たに取得した者	0	13
前年度から引き続き取得した者	0	14

(2) 介護休業の取得状況

	男性	女性
介護休業取得者	0	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成26年度）

(1) 一般研修

研修名(期間)		研修内容	研修内容	人数	時期
新規採用 職員研修	前期(4日間)	H26.4.1任用者	市政の概要、地方公務員法、公務員倫理、地方自治法、行財政、電算システム、人事評価、人権、総合計画、文書、視察	32	4月
	接遇研修		信頼される対応の基本姿勢(宇和病院主催)	18	5月
	保健師面談		職場環境での不安や悩み等の聞き取り	12	6・7月
	ごみ資源化		容器包装プラスチック選別実習	12	7・8月
	議会傍聴		議会傍聴	12	9月
	普通救命講習		救急救命	12	12月
	後期(2日間)		西予市発展の方策 プレゼンテーション	12	9～1月
地方議会改革研修	部・課長級	地方議会改革の課題と可能性(講演会)	28	4月	
議会対応研修	部・課長級	議会答弁書作成・実技指導	46	5月	
番号制度講演会	全職員	地方自治体における番号制度を軸とした行政改革の実現に向けて	100	6月	
タイムマネジメント研修	主査・主事・主事補級	効率的な業務のすすめ方	30	6月	
人事評価研修	全職員	人事評価基本事項の再確認	394	7月	
例規システム研修	全職員	例規システム操作方法の習得	44	7月	
自治体法務検定	全職員(公募)	基本法務・政策法務《検定受験》	11	7月	
セキュリティ研修	全職員(公募)	セキュリティ対策(情報推進課主催)	104	9月	
不当要求防止責任者講習会	不安防止責任者	暴力情勢や暴力団等の不当要求に対する対処方	59	9月	
業務改善研修	係長級・専門員級	問題点の分析と課題の解決	33	9月	
フォローシップ研修	課長補佐級・係長級	上司の補佐、部下の指導者としてのスキル向上	29	10月	
初任者パソコン研修	全職員(公募)	Windows7・ワード・エクセル基本的操作(情報推進課主催)	12	10月	
交通安全推進研修	所属長・所属職員	交通法令の順守及び交通安全の確保	113	11月	
グループウェア研修	全職員	グループウェアの研修	55	1月	
行政不服審査法研修	全職員	行政不服審査法の改正に伴い、同制度の内容について研修	20	2月	

(2) 派遣研修

派遣先	研修名(期間)	人数	時期
愛媛県研修所	課長級(2日間),係長級(4日間),中堅職員(4日間),ステージアップ【タイムマネジメント能力向上、OJT能力向上,課題解決創造力・実践向上,政策立案,地方自治法,政策法務,政策形成,政策実践,問題発見・解決能力向上,マネジメント能力】(2～3日間),防災対策研修(2日),土木職員(3日),生活保護(3日),財務運営実務(3日),クレーム対応講座(1日),メンタルヘルス講座(2日),危機管理(地震災害対策)	53	5月～2月
愛媛県市町振興協会	外国語研修(2日),巡回アカデミー研修(1日)	4	7月～11月
市町村アカデミー	法令実務A(基礎)①(5日),固定資産税課税事務(家屋)①(11日)	2	5月～6月
日本経営協会	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法実務(2日間),平成26年度公務能率研究会議(2日間),職員採用における課題とその解決策(1日),広報写真の基礎知識(2日),議会事務局職員の基本実務(2日)	5	6月～1月
全国建設研修センター	建築耐震技術(4日)	1	5月
日本電信電話ユーザ協会	電話対応地区コンクール(1日),電話対応県コンクール(1日)	4	9月～10月
その他	債権管理研修(1日),人事管理研修(2日),行政不服審査法実務解説セミナー(1日),自治大学事後研修(4日),企業誘致による地域喝采化策を学ぶ(2日)	7	7月～11月

(3) 職場研修

職場研修(OJT)	各職場で管理監督者が日常業務を通じて指導	通年
-----------	----------------------	----

(4) 自主研修

自主研修	グループ1件(諸問題の中から見つける地域づくり)	通年
------	--------------------------	----

2 勤務成績の評定の状況

平成22年度に人事評価制度検討委員会を立ち上げ、目指すべき職員像の実現に向けた人材育成型の評価制度を構築しました。勤務態度や職務能力について、自己評価・評価者面談・一次、二次評価を行い、公平、透明、納得の下で適正配置や昇任昇格に活用します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況(平成26年度)

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	708,767千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	33,442千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	4,559千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害の状況 (平成26年度)

平成25年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下件数	平成26年度末現在 未処理件数
3 件	8 件	8 件	0 件	1 件	2 件

(2) 通勤災害の状況 (平成26年度)

平成25年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下件数	平成26年度末現在 未処理件数
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度における公平委員会への措置要求の状況

平成25年度末 の係属件数	平成26年度中の 要求件数	平成26年度中の 終結件数	平成27年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により不適当な措置が執られるべきことは要求することができます。

9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成25年度末 の係属件数	平成26年度中の 申立件数	平成26年度中の 終結件数	平成27年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。